

平成 22 年度における補装具の価格改定等について

I 総論

1. 補装具について

補装具とは、障害者（児）の身体機能を補完・代替する用具（下表「補装具種目一覧」を参照）であり、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費を支給することとなっている。（障害者自立支援法第 76 条）

・補装具種目一覧

(1) 義肢—殻構造義肢 (2) 義肢—骨格構造義肢 (3) 装具 (4) 座位保持装置 (5) その他 ・盲人安全つえ ・義眼 ・眼鏡 ・補聴器	・車いす ・電動車いす ・座位保持いす ・起立保持具 ・歩行器 ・頭部保持具 ・排便補助具 ・歩行補助つえ ・重度障害者用意思伝達装置
---	---

補装具の基準価格については、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 209 号）」において定められており、毎年、価格改定を行ってきている。

2. 価格改定に当たっての基本的な考え方

(1) これまでの価格改定について

ア. 義肢、装具、座位保持装置について

素材から調達して製作する義肢、装具、座位保持装置等の基準価格については、昭和 53 年度から昭和 55 年度にかけて行われた厚生科学研究（以下「55 年度厚生科学研究」という。）において算出された素材費と人件費をベースとし、素材費については毎年の物価指数（平成 19 年度までは企業物価指数、平成 20 年度からは消費者物価指数）、人件費については毎月勤労統計調査の結果から算出した平均給与の額（以下「平均給与額」という。）の伸びを勘案して、毎年、価格改定が行われているところである。

イ. 車いすや補聴器等について

車いすや補聴器等、完成品として市販されている補装具（一定の加工・調整は必要）の基準価格については、市場価格等の調査を行った結果を踏まえて設定されているところである。

## (2) 価格改定における課題等について

補装具の基準価格については、一定のルールに基づき、毎年改定されてきたところであるが、

- ① 55年度厚生科学研究における調査時点から約30年を経過していること
- ② 補装具の一部において、設定した構造や基準価格が実態に合っていないという指摘があること

を背景として、価格改定のルールの検証・明確化が求められている。

このため、本検討会では、平成20年度において、補装具の各種目の構造や価格等の実態を調査し、実態を踏まえた価格改定を行うとともに、価格改定のルールを明確にすることにより、良質な補装具の安定的な供給体制の確保を図ることとした。

このため、平成20年度において、補装具製作事業者や販売事業者等に対し、各種目の価格等の実態調査を実施したが、価格改定やルールの見直しに必要な客体が十分に集まらなかったこと、また、統計的な処理を行うには供給量自体が過小なものもある等の問題が判明したことなどから、平成20年度中の結論は見送り、平成21年度に再調査を実施することにより、その結果を踏まえて、平成22年度の価格改定に反映するとともに、価格改定のルールの見直しに取り組むこととしたものである。

## 3. 平成22年度における価格改定等の考え方について

政府の方針として、障害者自立支援法は廃止し、新たな福祉法制を実施することとなり、補装具制度についても検討の対象に含まれると見込まれる。しかしながら、補装具については、上記のとおり、実態を踏まえた価格改定を行うとともに、価格改定のルールを明確にすることにより、良質な補装具の安定的な供給体制の確保を図ることが当面の課題であることから、今回の改定においては、構造や価格の調査結果等を踏まえ、基準価格の改定や加算項目の追加、耐用年数の見直し、支給基準の明確化等、特に緊要度の高い課題に対応するべきである。

### ○見直しの基本方針

#### ①基準価格の改定について

調査により実勢価格との乖離が見られる基準価格について、所要の改定を行う。

#### ②加算項目の追加について

車いす等において、基本構造に加えて障害状況や生活環境に応じて付加されるオプション項目及びその価格を設定する。

#### ③耐用年数の見直しについて

素材の変化や製作技術の進歩等により、耐用年数の変化が見られるものについて、所要の見直しを行う。

#### ④支給基準の明確化について

現行の支給基準では対象者が実態に即していないもの及び支給対象機種が多様化により分類が必要なものについて、所要の見直しを行う。

## ○種目別の見直し方針

### ①義肢、装具及び座位保持装置について

義肢、装具及び座位保持装置の基準価格について、一定数の義肢装具等製作事業者に対し素材費と人件費に関する実態調査を行い、これにより得られた結果を踏まえ、これまでの改定方法による価格との差を検証することにより、所要の改定を行うこととする。

なお、今回の改定は、実勢価格と基準価格の間における差の解消を図る観点から行うものであり、55年度厚生科学研究に基づき設定した基本的な価格体系まで見直すことは想定していない。

### ②車いす等について

車いすや電動車いす等、完成品として市販されている補装具については、市場価格等の調査の結果を踏まえて、基準価格の検証を行うとともに、これまで特例補装具として障害の状況に応じて給付されていた基本構造以外のオプションや高齢等の視覚障害者が身体を支えるための盲人安全つえ等について、新たに基準価格を定めることとする。併せて、車いすについては、その耐用年数は、現在5年とされているところであるが、耐久性の向上が図られてきていることを踏まえ、今回、これまでの5年から電動車いす並みの6年へと1年延長することとする。

## Ⅱ 各論

### 1. 義肢、装具、座位保持装置（以下「義肢等」という。）について

#### 〈現状〉

義肢等の基準価格については、55年度厚生科学研究において算出された時間当たりの人件費単価及び素材費単価に、平均給与額の伸び及び企業物価指数（平成20年からは消費者物価指数）の伸びを勘案し改定してきた。

※ 義肢等は、個々の障害者に合わせて材料から製作するものであることから、人件費部分と素材費部分に分けて算出する原価計算方式をとっている。

#### 〈課題〉

義肢等製作事業者の団体からは、義肢等の原価（人件費及び素材費）が上昇しており、現在の基準価格が実態に合っていないとの指摘がなされている。

#### 〈考え方〉

義肢等の原価（人件費及び素材費）の実態を調査し、これを踏まえた価格改定を行うことにより、良質な義肢等を安定的に供給できる体制を確保する。

#### 〈対応〉

義肢等の原価（人件費及び素材費）の実態を把握するため、以下の調査を行った。

##### 【人件費調査概要】

- ・平成21年2月及び3月の給与、退職手当等積み立て額、該当会計年度における賞与及び法定福利費を合算し、義肢等製作・修理に要する人件費について推定。
- ・調査対象は、義肢等の製作及び営業に係る従業員の人件費とした。（55年度厚生科学研究と同じ。）
- ・発送数・・・・・・・・・・410
- ・回収調査票数・・・・・・・・319  
うち有効回答調査票数・・・・243（76事業者は調査対象外※）  
※義肢等の取扱いがない、又は取扱い件数が極端に少ない等による。
- ・回収率・・・・・・・・・・77.8%
- ・有効回答率・・・・・・・・72.8%

##### 【素材費調査概要】

- ・石油価格が比較的安定的に推移していた時期（平成17年11月から平成18年10月まで）及び平成21年9月における義肢・装具素材及び座位保持装置素材の単価を調査し、両者の比較から変化率を推定。
- ・義肢等を製作した場合の実素材費を分析し、想定外の新素材が使用されていないか確認。

・ 調査発送先、発送数、回収数等

義肢等製作事業所を対象とした調査	義肢等素材販売店を対象とした調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間:平成 21 年 10 月～11 月</li> <li>・発送数:30 (55年度厚生科学研究では8事業者であったが、今回はより正確な数値を得るため、所在地や従業員規模が多様となるように30事業者を選択。)</li> <li>・回収調査票数:27</li> <li>・回収率:90.0%</li> </ul>	<p>(確認のための補足的調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間:平成 21 年 11 月</li> <li>・依頼数:12</li> <li>・回収数:11</li> <li>・回収率:91.7%</li> </ul>

〈価格改定案〉

- ・ 人件費については、今回の調査結果による人件費単価が、現行の基準価格の設定に用いている人件費単価（55年度厚生科学研究において算出された時間当たりの人件費単価について、平均給与額の伸びを勘案してスライド）を7.79%上回った。平成21年度の5.0%プラス改定分を除いた2.79%についてプラス改定を行う。
- ・ 素材費については、今回の調査結果による素材費単価が、現行の基準価格の設定に用いている素材費単価（55年度厚生科学研究において算出された素材費に、企業物価指数（平成20年度から消費者物価指数）の伸びを勘案してスライド）を、義肢及び装具素材は6.3%、座位保持装置素材は6.0%上回った。平成21年度は据え置いていたため、今回は、義肢及び装具素材は6.3%のプラス改定、座位保持装置素材は6.0%のプラス改定を行う。
- ・ チェックソケットの素材については、55年度厚生科学研究を行った当時はギブス包帯であったものが、現在では透明プラスチックを使用するケースが一般的となっている。透明プラスチックはギブス包帯に比べ高額であり、また現行の素材費に含まれていないことから、チェックソケットに透明プラスチックを使用した場合について加算を設ける。なお、どのような場合に透明プラスチックの使用に係る加算を算定するのか明確にすることが必要である。

【参考】

チェックソケットとは；  
ソケット内での脚の位置やフィット感を確認するためのソケット。  
現在では透明なプラスチックを使用することが一般的。  
強度はないため、そのまま日常用には使用できない。

## 2. 車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、頭部保持具、起立保持具及び排便補助具について

### 〈現状〉

これらの種目の基準価格については、これまで毎年型式ごとの価格調査を行い、その中の最低価格を採用し設定してきた。

### 〈課題〉

平成20年度の調査の結果、製品の価格に、障害状況や生活環境等に応じて付加される構造（オプション）の費用等が含まれることから、型式ごとの単純な加重平均値等をもって価格の改定が困難であることが判明した。「車いす普通型」（基準額が10万円のもの）という型式を例にとれば、基本構造のみのもを製作すれば10万円の基準価格以内に収まるが、障害状況や生活環境等に応じて付加される構造（オプション）があり、これらを加算するとケースによっては20万円を超える場合もある。オプションが付加された車いすは、通常、特例補装具として処理されるが、特例補装具には価格の上限設定がないことから適正価格の判断が曖昧になっていることも考えられる。また、特例補装具の申請を行わずに差額を自己負担して購入している利用者からは、補装具の基準価格が低すぎるとの指摘もある。

さらに、現行の基準価格が実勢価格とかい離している項目（バッテリー等）があるとの指摘がある。

※ 特例補装具とは、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具のことであり、基準価格表の規定にかかわらず、身体障害者更生相談所等の意見に基づき当該市町村が定めることができる取扱いとなっている。

平成20年度の本検討会の意見として、特例補装具のうち定型的なものについては、基準価格表の中に随時取り込むべきであり、また、車いす、電動車いす等の構造について調査すべきとの指摘を行っている。

### 〈考え方〉

障害状況や生活環境等に応じて付加されるオプションにより価格が相違することから、どのようなオプションがあるか、及びその適正価格について検討し、基準価格に反映させ、さらに実勢価格とかい離している項目の価格改定を行い、良質な車いす等の安定的な供給体制を確保する。これにより、利用者における適切な機能の車いす等の入手に資する。

### 〈対応〉

専門家、供給側、障害者団体からなる補装具評価検討会WGにおいて、調査対象を決定し、それらの価格について製造事業者及び販売事業者に対する調査を行った。

また、基準価格が実勢価格とかい離していると指摘されたものについても調査を行った。

#### 回答事業者数

・車いす事業者:24

・電動車いす事業者:14

・歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、頭部保持具、起立保持具、排便補助具事業者:9

※55年度厚生科学研究では4事業者であったが、今回は、所在地域や従業員規模が多様となるように選定した24事業者の協力を得た。

#### 〈価格改定案〉

(1) 調査の結果に基づき、各オプションについて基準価格を設定する。

ア. 価格の設定方法については以下のとおり。

- ① 基本的には加重平均値の端数を切り上げ処理し設定。
- ② 特に価格差が大きいもの（差が3倍を超えるもの）については、最大値・最小値を除外して算出した加重平均値の端数を切り上げ処理し設定。
- ③ 現行の修理部位に掲げられた部品等については、原則として修理基準価格と同額に設定。
- ④ 現行の座位保持装置の製作要素価格として基準価格が設定されているものについては、原則として座位保持装置の製作要素価格と同額に設定。

イ. 車いす、電動車いすの特別調整（10%加算）の取扱いについて

現在は基本構造以外の構造を追加する際の基準として特別調整（10%加算）があるが、今回オプションを追加設定することにより、特別調整の取扱いを廃止することが適当である。

(2) 基準価格が実勢価格とかい離しており、改定を行い又は加算を設ける必要があるものについては、以下のとおりである。

ア. 電動車いす

- ① 電動車いす（手動兼用型を除く。）のバッテリーについて、現行の基準価格となった平成14年度と比較すると、鉛価格が高騰し、バッテリーメーカーによる供給価格が2割程度上昇したため、実勢価格とのかい離が生じていることから価格改定。
- ② 電動車いす購入時のバッテリーについて、現行では、手動兼用型の電動車いすのみ加算の算定を可能としているが、制度上の整合性の観点から全ての電動車いすについて加算の算定を可能とする。
- ③ 電動車いす（手動兼用型）の駆動装置について、充電1回当たりの走行距離が長く、耐久性も高いサーボモーター式とした場合について加算を設ける。

イ. 特殊な空気室構造クッション

座面に使用する特殊な空気室構造クッションについて、輸入元の値上げにより、販売価格が上昇し、基準価格とかい離していることから価格改定。

ウ. 座位保持いすについて、車載用の座位保持いすが特例補装具として補装具費

の対象となっている現状があることから、車載用の座位保持いすについて加算を設ける。

#### エ. 歩行器

- ① 歩行器（六輪型）について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を上回っていたことから価格改定。
- ② 歩行器（四輪型腰掛けなし）について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を上回っていたことから価格改定。また、歩行時の姿勢保持に効果があるとして、サドル・テーブル付きの児童用歩行器や、歩行器前方部に把手部分のない構造を有する歩行器が、補装具として販売されている実態があることから、これらについて加算を設ける。
- ③ 歩行器（固定型）について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を下回っていたことから価格改定。

#### オ. 歩行補助つえ

- ① 松葉杖（アルミ）について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を下回っていたことから価格改定。
- ② 多点杖について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を下回っていたことから価格改定。
- ③ プラットホーム杖について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を上回っていたことから価格改定。

カ. 排便補助具について、調査の結果、販売価格の加重平均値が基準価格を上回っていたことから価格改定。

#### (3) 車いす耐用年数の見直し

以下の理由から、現行は5年とされている車いすの耐用年数を6年に見直す。なお、今回の耐用年数の見直しに当たり、耐用年数の到来前に再支給の必要が生じた場合については、従来どおり再支給が可能であることにつき、改めて、身体障害者更生相談所や市町村等に対し周知徹底を図ることが必要である。

- ・ 医療機関及び施設に所属する専門職から意見を聴取したところ、5年で使用不能になる車いすはほとんどないとの意見が得られたこと。
- ・ 平成18年3月に手動車いすに係る日本工業規格（JIS）が改正され、耐衝撃性試験の見直し、耐久試験の追加等が行われたり、平成20年5月に手動車いすに係るJISマークの認証指針が定められ、手動車いすに福祉用具のJISマークを付することが可能になるなど、手動車いすの耐久性向上の環境が整えられつつあること。
- ・ 従来はフルオーダー車いす（パイプの曲げ、溶接で製作するもの）が中心であったが、現在はモジュラータイプ車いす（本体に部品を組み合わせるもの）が普及してきていることから、故障時には部品の交換修理で対応ができ、本体は引き続き使用可能であること。



- ・ 電動車いすと同様の構造体であること。(電動車いすの耐用年数は6年である。)

#### 〈その他運用面での取扱いについて〉

- 修理基準に掲げられている部品の交換は、その部品が当初から車いすに機構として取り付けられているものの交換(例えば、背折れ機構付きバックサポートの背折れ部品の交換等)を想定したものである。当初から取り付けられていない部品を事後に取り付ける必要がある場合には、それが修理基準に掲げられている修理部品であり、かつ、基本構造の加工を要せずに取り付けることが可能な場合(スポークカバーの取付けなど)を除き、別途改造費用が必要なことから、真に必要な場合にのみ特例補装具として対応すべきである。(特殊な構造物を後付けすることは、強度面等から考えても通常該当しないため、身体障害者更生相談所において真に必要なものであるか精査することが必要。)
- 修理の際には、修理基準において掲げられている修理部品交換の一部のみを行うことで足りる場合もあるため、修理の実施に当たっては交換を要する部品の範囲を精査しつつ行うべきである。したがって、モジュールタイプの車いすについては、基本的には破損部品の交換で対応すべき。
- 従来は特例補装具として対応されていた、「座位保持装置の完成用部品(支持部骨盤・大腿部)を車いす及び電動車いすのクッションとして用いる場合の取扱い」については、特例補装具の取扱いとせず、基準内の取扱いとして完成用部品指定通知に掲載している価格を適用することが適当である。

### 3. 補聴器について

#### 〈現状〉

補聴器の基準価格については、毎年型式ごとに価格調査を行い、最低価格を採用し設定してきた。

#### 〈課題〉

現在の基準価格はアナログ式を前提に設定しているが、デジタル式のものが出荷されるようになってきており、今後、徐々にアナログ式の出荷量が減少していくことが予想されることから、デジタル式を前提とした基準価格を検討する必要がある。

電波法施行規則の一部改正（平成19年8月施行）により、FM補聴機器の周波数変更が行われたことから、電波法改正後の新周波数に対応する機種にあわせて基準価格を改定する必要がある。

イヤーマールド等については、実勢価格と基準価格との間にかい離が生じているとの指摘がある。

#### 〈考え方〉

デジタル式のものが出荷されるようになってきて、デジタル式補聴器に対応できる基準価格とするほか、実勢価格に合わせた価格改定を行うことにより、良質な補聴器の安定的な提供体制を確保する。

#### 〈対応〉

補聴器の販売実態を把握するため、WGから調査票をメーカー及び販売事業者へ配布し、卸価格、販売価格、出荷量等の調査を行った。

#### 〈価格改定案〉

##### （1）デジタル対応について

販売事業者に対する調査において、重度難聴用耳かけ型の1台あたり利益率がマイナスであるとの結果が得られた。これは、重度難聴者に対するデジタル式補聴器の販売に当たり、調整作業等に時間を要することがその要因となっている可能性がある。

このため、利用者の聴こえに応じた周波数特性（高音、低音）、感度、最大出力等の調整に時間を要する「PC調整式」のデジタル式補聴器については、今後支給対象者の明確化を図るとともに、調整に要する時間や人件費単価等を踏まえた加算を設けることを検討する必要がある。したがって、平成22年4月の改定に盛り込むことは困難であることから、引き続き検討する。

##### （2）FM補聴機器について

電波法施行規則の一部改正後の新周波数対応機種について、輸入販売事業者における販売事業者への卸価格を踏まえた上で、販売されている機種の最

低価格に基づき基準価格を設定する。

(3) イヤーモールドについて

イヤーモールドについては、耳穴の型どり・修正作業に係る人件費や光熱水費等の間接経費を除く製造費のみで、現行の基準価格の8割程度を占めている。この製造費と基準価格の差が、補聴器本体についての販売事業者への卸価格と基準価格の差額が基準価格に占める平均的な割合（以下「粗利率」という。）と同率となるよう、基準価格を改定する。

(4) 骨導式ポケット型補聴器について

販売事業者に対する調査において、骨導式ポケット型補聴器の1台当たりの利益率がマイナスとの結果であったことから、骨導式ポケット型レシーバー及び骨導式ポケット型ヘッドバンドについて、市場でのそれぞれの販売価格等を調査したところ、補聴器本体よりも粗利率が低くなっていた。このため、骨導式ポケットレシーバー及び骨導式ポケット型ヘッドバンドについて、補聴器本体並みの粗利率となるよう、基準価格を改定する。

#### 4. 義眼について

##### 〈現状〉

義眼の基準価格については、毎年型式ごとに価格調査を行い、最低価格を採用し設定してきた。

##### 〈課題〉

義眼は、当初、ガラスが主材料であり、眼球摘出後の眼窩の保護を主たる目的とするものであったが、時代の変化とともに、現在では、プラスチックで主材料とするものが主流であり、見えを良くするための技術も向上してきている。しかしながら、プラスチック製の義眼の実勢価格と基準価格との間にかい離が生じているとの指摘がある。

##### 〈考え方〉

義眼について使用期間や市場価格の実態を調査し、実態を踏まえて価格改定することにより、良質な義眼の安定的な供給体制を確保する。

##### 〈対応〉

プラスチック製義眼の製造販売事業者に対して調査への協力を依頼した。

##### 〈価格改定案〉

主材料のプラスチック化や、精密な加工が可能となったことを踏まえ、修理項目も含めて基準価格等の設定を行うことが妥当であるが、価格改定に必要なデータを得るに至っていない。このため、今回の改定を見送るとともに、今後、製作工程（製作に要する技術や作業時間）の分析等を行うための調査研究を行うことについて検討する必要がある。

## 5. 盲人安全つえについて

### 〈現状〉

盲人安全つえの基準価格については、毎年型式ごとに価格調査を行い、最低価格を採用し設定してきた。

### 〈課題〉

高齢化に伴い、身体を支えることができる盲人安全つえのニーズが高まっている。

### 〈考え方〉

盲人安全つえの市場価格等の実態を把握し、基準価格との整合性を確認するとともに、身体を支えることができる盲人安全つえについても調査を行い、利用者のニーズに沿った給付が行えるよう新たに基準を設けるなど、所要の改定を行うこととする。

### 〈対応〉

盲人安全つえ販売事業者に対し、仕入れ価格、販売価格、販売数等について調査を行った。

### 〈価格改定案〉

#### (1) 身体を支えることができる盲人安全つえについて

身体を支えることができる盲人安全つえについては、販売価格の加重平均値に基づき基準価格を設定する。

#### (2) マグネット付き石突きについて

販売事業者に対する調査の結果、マグネット付き石突きの基準価格が平均仕入れ価格を下回っている。盲人安全つえ全体（マグネット付き石突きを除く）の粗利率を勘案して、基準価格を改定する。

## 6. 眼鏡について

### 〈現状〉

遮光眼鏡については、4疾患（網膜色素変性症、先天性無虹彩、白子症、錐体杆体ジストロフィー）に該当する場合であって、羞明感をやわらげる必要がある者に支給することとされている。

### 〈課題〉

遮光眼鏡の現行支給基準については、対象者を4疾患に限定していることから、真に症状に応じた支給とすべきではないかとの意見がある。

### 〈考え方〉

遮光眼鏡の支給基準をより明確化し、真に必要とする者を対象とすることで支給の適正化を図る。

### 〈対応〉

日本ロービジョン学会に対し、遮光眼鏡の支給基準案の作成を依頼したところ、以下のような基準案についての見解が出されたことから、これを参考にして遮光眼鏡の支給基準の明確化を図るべきである。

#### 遮光眼鏡の支給基準の作成について

日本ロービジョン学会 補助具検討委員会  
補装具遮光眼鏡検討委員会

#### 遮光眼鏡の支給基準について（案）

##### 【遮光眼鏡の支給要件（案）】

- 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること
- 2) 羞明を来していること
- 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと
- 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること

※この際、下記項目を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること

（意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること）

- ・まぶしさや白んだ感じが軽減する
- ・文字や物などが見やすくなる
- ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する
- ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる

##### 【遮光眼鏡の定義（案）】

羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているもの

## 7. 重度障害者用意思伝達装置について

### 〈現状〉

重度障害者用意思伝達装置は、平成18年10月から新たに補装具（従前は日常生活用具）として位置付けられたものであり、特定の機種（販売価格は基準価格と同額の45万円）の支給が過半を占めているが、他の機種の販売も行われている。

### 〈課題〉

重度障害者用意思伝達装置として市販されている機種とその販売価格について実態を把握する必要がある。

### 〈考え方〉

重度障害者用意思伝達装置について、販売されている機種の直近の状況等を踏まえるとともに、使用方法や対象者等により分類し、利用者による適切な機器の選定に資することにより、支給の円滑化・適正化を図る。

### 〈対応〉

有識者、事業者等からなるWGにおいて、対象機種を選定し、製造事業者及び販売事業者に対し、卸価格、販売価格、販売数等の調査を行った。

### 〈改定案〉

重度障害者用意思伝達装置の粗利率は、補装具の他の種目と比較して概ね遜色のない水準となっていることから、今回は支給上限額としての基準価格の改定を行わない。

また、本検討会におけるコミュニケーション方法の分類を踏まえ、使用方法等による分類ごとに基準価格を定める。

※ コミュニケーション方法の分類について

これまで明確にされていなかった「重度な肢体不自由があり、かつ、音声による会話が困難な者のコミュニケーション方法」について、本検討会として、表1のとおり分類した。

表1 障害状況及び生活環境に応じたコミュニケーション方法の分類

レベル	コミュニケーション方法	備考
1	文字盤(透明文字盤、口頭文字盤)による意思伝達。	1対1の会話。 相手は家族や介護者で、この会話方法に慣れている方。
2	<b>日常生活用具</b> 携帯用会話補助装置による意思伝達。	まだ手指等の動きが残存している場合に利用。 通常は指で直接入力を行うが、スイッチ適合が必要となる場合もある。 入力文の保存が可能で、プリンタ出力や音声変換が可能であるため、1対多数にも対応できる。
3A	<b>補装具</b> 重度障害者用意思伝達装置による意思伝達。 ・文字等走査入力(スキャン入力)方式の専用機器	手指等のわずかな動き、瞬きや顔面筋のわずかな動き、筋電を利用したワンボタン入力。プリンタ出力や音声変換も可能。 使いこなすためには一定の練習とスイッチの適合が必要であり、それをサポートする人的資源が必要。
3B	<b>補装具</b> 重度障害者用意思伝達装置による意思伝達。 ・文字等走査入力(スキャン入力)方式の専用機器(PC利用機器) ・通信機能が付加されたもの。 ・環境制御機能が付加されたもの。	プリンタ出力や音声変換に加えて、通信機能により外出先の家族等への緊急的な連絡も可能。 照明スイッチ等のオンオフが、家族に依頼せず自ら可能。 使いこなすためには一定の練習とスイッチの適合が必要であり、それをサポートする人的資源が必要。
4	<b>補装具</b> 重度障害者用意思伝達装置による意思伝達。 ・生体現象を利用した機器。(生体信号の検出装置と解析装置)	生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するもの。 使いこなすためには一定の練習が必要であり、それをサポートする人的資源が必要。



(1) 基準の見直し案について

重度障害者用意思伝達装置の算定基準を以下のように見直すことが適当である。

種目	名称	基本構造	付属品	価格	対象者	備考
重度障害者用意思伝達装置	文 等 査 力 式  字 走 入 方	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。	プリンタ	142,400	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者。モバイル使用を希望する者も対象となる。	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器として構成されたもの。その他、プリンタ及び障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。(ソフト及びハードが専用一体型の機器なので、フリーズ等のトラブルがない。)
		通信機能が付加されたもの	プリンタ	450,000	長文入力を頻繁に行う者、通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。	文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいること。
		環境制御機能が付加されたもの	プリンタ 学習リモコン		独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。	機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいること。
	生 体 現 象 方 式	生体信号の検出装置と解析装置	—	450,000	筋活動(まばたきや呼吸等)による機器操作が困難な者。	生体现象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

※ プリンタが不要な場合は除くことも可能、本体支給後の追加も可能とする。

※ 現行においても付属されている、学習リモコンを付属品欄、修理項目に追加。

(2) 運用面での取扱い等について

重度障害者用意思伝達装置に係る補装具費の支給に際しての身体障害者更生相談所における判定の方法について、現行の取扱いでは、書類判定も可能としているところであるが、利用者と直接面会した上で判定することが必要な場合等を示すガイドラインを作成する必要があると考えられる。

また、重度障害者用意思伝達装置を使用する利用者に対しては、スイッチの適合、再適合等を行うための訪問等による人的支援が不可欠であり、これに関する公的支援のあり方について今後検討する必要がある。